

契約種別説明書

Japan 電力株式会社
2025 年 10 月 1 日制定

ガス料金その他の供給条件の内容

1 対象となるお客さま

この契約種別説明書は、以下(1)の一般ガス導管事業者の供給区域等にお住まいのお客さまで、以下(2)に該当し、かつ、当社の「ガス需給約款」に基づき当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(1) 一般ガス導管事業者の供給区域等(詳細は、下記の一般ガス導管事業者の一般ガス供給約款を参照ください。)は、次のとおりです。

一般ガス導管事業者	供給区域等
東京ガスネットワーク株式会社	東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域における東京地区等のうち、茨城県日立市を除いたエリア
大阪ガスネットワーク株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域

(2)当社が、当社の定める方式により、この契約種別説明書により算定されたガス料金を請求できること。

2 プラン種別

プラン種別は、次のとおりといたします。

供給エリア	プラン種別
東京ガスエリア	JS プラン
大阪ガスエリア	JS プラン

3 プラン料金

当社がお客さまに提供するガスの料金は、プラン種別ごとにこの契約種別説明書に定める別表第1(料金表)基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表第2(原料費調整)に定められた原料費調整額を加減するものとします。

附 則 （実施期日）

1. 実施期日

この契約種別説明書は、 2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

制改定履歴

（別表含む）

2025 年 10 月 1 日 制定

別表第1（料金表）

【東京ガスエリア】

JS プラン（消費税等相当額込）

1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
0 m ³ から 20 m ³ まで	683 円 10 銭	185 円 31 銭
20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	950 円 40 銭	130 円 46 銭
80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,108 円 80 銭	128 円 26 銭
200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,702 円 80 銭	124 円 96 銭
500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	5,662 円 80 銭	116 円 16 銭
800 m ³ をこえる場合	11,206 円 80 銭	108 円 46 銭

【大阪ガスエリア】

JS プラン（消費税等相当額込）

1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
0 m ³ から 20 m ³ まで	683 円 10 銭	234 円 81 銭
20 m ³ をこえ 50 m ³ まで	1,228 円 33 銭	144 円 52 銭
50 m ³ をこえ 100 m ³ まで	1,472 円 17 銭	139 円 10 銭
100 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,867 円 25 銭	134 円 71 銭
200 m ³ をこえ 350 m ³ まで	3,156 円 80 銭	127 円 55 銭
350 m ³ から 500 m ³ まで	3,451 円 25 銭	126 円 62 銭
500 m ³ をこえ 1,000 m ³ まで	6,283 円 75 銭	120 円 32 銭
1,000 m ³ をこえる場合	6,577 円 08 銭	120 円 00 銭

別表第2（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格：東京ガス

1トン当たりの平均原料価格は、(5)に定められた各3か月間における貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位でs四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 平均原料価格：大阪ガス

(5)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9476 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0569$$

(3)原料費調整単価：東京ガス

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

$$\text{原料調整費単価} = (57,250 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times 2 \text{ の基準単価} / 100 \times 1.10$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

$$\text{原料調整費単価} = (\text{平均原料価格} - 57,250 \text{ 円}) \times 2 \text{ の基準単価} / 100 \times 1.10$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(4) 原料費調整単価:大阪ガス

① 1トン当たりの平均原料価格が64,090円以上のとき

原料費調整単価（1立方メートルあたり）

$$= 0.081 \text{ 円} \times (\text{平均原料価格} - 64,090 \text{ 円}) / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 1トン当たりの平均原料価格が64,090円未満のとき

原料費調整単価（1立方メートルあたり）

$$= 0.081 \text{ 円} \times (64,090 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(5)原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとお

りいたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(6) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月におけるお客さまのガス使用量に（3）（4）によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき 8 銭 1 厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、各平均原料価格算定期間における 1(1)(2)の 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および 1(3)(4)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。